

平成 22 年度税制改正要望重要事項について

あるべき税制提言

【Ⅰ. ガソリン税・軽油引取税の抜本的見直しと走行課税の検討】

- (1) ガソリン税・軽油引取税の本則税率部分についても課税の適否を含め課税方式・対象・用途等を抜本的に見直すべき
- (2) 見直しにあたっては、道路の維持補修に係る費用について、自動車のエネルギー源に関わりなく全ての自動車に公平な費用負担を求めるべく、例えば、車両重量と走行距離による「走行課税」の導入を検討すべき

【Ⅱ. 地球温暖化対策税等の導入には慎重な検討が必要】

- (1) ガソリン税と軽油引取税の地球温暖化対策税への移行は、ガソリン・軽油のユーザーのみが温暖化対策の負担を負うこととなり、他のエネルギーとの公平性を著しく欠く
- (2) 既存予算の効率的な運用を図り慎重な議論を尽くし、どうしても導入が避けられない場合には、炭素排出量あたりの課税とするなど化石燃料間の公平性を前提とすべき

石油石炭税の公平化について(試算)

	現行税率 (H19.4.1~)	税率試算	
		CO2排出量 当たり指数	CO2等価
石油 円/kl	2,040	100	2,040
LNG 円/t	1,080	51	2,102
LPG 円/t	1,080	46	2,337
石炭 円/t	700	37	1,876

※等価税率=石油の税率(2,040 円/kl)×対象油種の CO2 排出係数÷石油の CO2 排出係数

【Ⅲ. 今後の検討を待たず、消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ TAX ON TAX 排除を直ちに実施】

- (1) ガソリン税・軽油引取税等の一般財源化により、消費税と石油諸税の調整ができない理由は喪失
- (2) 「個別間接税は消費税に一本化すべき」との政策提言に沿って、適切な調整措置、とりわけ TAX ON TAX 排除を直ちに実施すべき

その他重要事項

【Ⅳ. エネルギーセキュリティ向上、低炭素社会づくりに資する税制の創設・延長】

自動車燃料として利用するバイオ燃料に係る支援策の延長および創設

- ① バイオ ETBE に係る輸入関税免税制度の適用期限の延長
- ② バイオ ETBE の原料として使用するバイオエタノール輸入関税の無税化

【Ⅴ. 石油産業の競争力強化に資する税制の創設】

- ① 製油所内で使用される自家消費燃料に係る石油石炭税還付制度の創設
- ② 石油精製工程で生産される石油化学原料用プロピレンと LPG に係る石油石炭税還付制度の創設
- ③ 石油石炭税還付制度などの適用期限の延長(石油化学用国産ナフ等、農林漁業用国産 A 重油)
- ④ ガソリン税の暫定税率廃止に伴う課税済み手持品在庫に対する暫定税率分に係る還付措置の実施